○標準貨物自動車運送約款（平成三年運輸省告示第五百七十五号）

最終改正　令和六年　国土交通省告示第二百十号

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　運送契約等
　第一節　運送の引受け（第三条―第五条）
　第二節　運送の申込み及び引受け（第六条―第十七条）
　第三節　積付け（第十八条）
　第四節　貨物の受取及び引渡し（第十九条―第二十六条）
　第五節　指図（第二十七条・第二十八条）
　第六節　事故（第二十九条―第三十一条）
　第七節　運賃、料金等（第三十二条―第三十八条）
　第八節　責任（第三十九条―第四十二条）
　第九節　運送引受書（第四十三条―第四十六条）
第三章　積込み又は取卸し等（第四十七条―第五十四条）

第一章　総則

（事業の種類）

第一条　当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。

2　前項の事業に附帯する事業を行います。

3　当店は、前項の事業に関連する事業を行います。

4　当店は、貨物自動車利用運送を行います。

（適用範囲）

第二条　当店の締結する一般貨物自動車運送事業に関する運送契約は、この標準運送約款の定めるところによります。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令又は一般の慣習によります。

第二章　運送業務等

第一節　通則

（受付日時）

第三条　当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

2　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示し、又はウェブサイトに掲載します。

（運送の優先）

第四条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、緊急やむを得ない貨物の運送その他特別の事情がある場合は、この限りでありません。

（引渡期間）

第五条　当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。

一　発送運送期間　貨物を受け取った日を含む二日

二　輸送期間　運賃及び料金の計算の基礎となる走行キロメートルにつき一日（一日未満の端数は一日とします。）

三　集配期間　集貨及び配達のための期間

2　前項第二号の走行キロメートルは、一般社団法人全日本トラック協会が公表する最短経路（高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項の表の備考第一号に規定する高速自動車国道をいう。）及び自動車専用道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の四第一項の規定により指定された自動車専用道路をいう。）を優先して利用するものとして算出した走行キロメートルによります。

（引渡の制限）

第六条　当店は、貨物の引渡しを制限し、又は禁止することがあります。

2　当店は、前項の規定により貨物の引渡しを制限し、又は禁止したときは、荷送人又は荷受人に対し、その旨を通知します。

（運送の引受け）

第七条　当店は、荷送人から運送の申込みがあったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、運送を引き受けます。

一　当店の運送施設の能力に余裕がないとき。

二　天災その他やむを得ない事由があるとき。

三　貨物が法令の規定により運送することができないものであるとき。

四　貨物が危険品であるとき。

五　貨物が動物であるとき。

六　貨物が現金、有価証券、貴金属、宝石、美術品その他の貴重品であるとき。

七　貨物が通貨、小切手、郵便切手、印紙、郵便振替貯金通常貯金証書、郵便為替証書、郵便定額小為替証書、郵便振替貯金払出証書、郵便局預り金証書、郵便局預り金払出証書、郵便切手類販売所販売証書、郵便振替貯金口座通知書、郵便貯金口座振替納入証明書、郵便貯金通帳、郵便貯金払戻請求書、郵便貯金口座振替依頼書、郵便貯金口座自動払込み申出書、郵便貯金口座自動払込み廃止申出書、郵便貯金口座振替貯金払出証書、郵便貯金口座振替貯金口座通知書、郵便貯金口座振替貯金通帳、郵便貯金口座振替貯金払戻請求